

函 子 子

令和6年(2024年)2月13日

民生常任委員会委員 様

子ども未来部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

児童手当に係る二重支給について

子ども未来部子育て支援課
電話 32-3267

児童手当に係る二重支給について

1 事案の概要

児童手当については、基本的に、年3回（6月期、10月期、2月期）に分けて、口座振込により支給している。

また、支給対象者が保育所の保育料を負担している場合、本人からの申出があったときは、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、児童手当の支給額から保育料を差し引いた額（差引支給額）を支給している。

このたび、令和6年2月7日（水）に令和6年2月期の支給をした際に、支給対象者から問い合わせがあり、支給状況を確認した結果、差引支給の対象者23名について、差引支給額だけでなく、差引前の児童手当も二重に支給していたことが判明した。

なお、同日から翌日にかけて、対象者に連絡して謝罪するとともに、過払額については、納付書により返還していただくよう依頼し、23名全員の了承を得ている。

2 過払額

対象者 23名

令和6年2月期（令和5年10月分～令和6年1月分）

過払額 1,780,000円

3 原因

令和6年2月期の支払データ作成時、申出のあった者の差引前の児童手当分を削除しておらず、職員間での確認が不十分であった。

4 今後の対応と再発防止策

対象者には、令和6年2月9日（金）までに納付書を送付済みであり、今後、過払額の返還手続きを進めていく。

また、再発防止策については、複数の職員による確認を徹底するなど、児童手当支給業務におけるチェック体制の見直しを図り、再発防止に努める。